

事務連絡
令和8年5月22日

都道府県旅行業担当部局 御中

国土交通省大臣官房審議官
(観光庁担当)

船舶運航事業者の許認可取得状況の確認の徹底について

旅行者の安全確保については極めて重要であり、旅行業者に対し、累次に渡り、「旅行安全マネジメント」を導入する等、旅行者の安全確保の取組を徹底するよう求めてきたところです。

また、先般の沖縄県名護市辺野古沖における船舶転覆事故を受け、令和8年4月15日付け事務連絡「企画旅行における旅行者の安全確保等の徹底について」において、改めて旅行中の安全確保のための取組を徹底するとともに、旅行者への必要な情報提供や助言を実施するよう、周知を要請したところです。

今般、上記の事故について、別紙令和8年5月22日付け報道発表資料「辺野古における船舶転覆事故に係る海上運送法違反について」のとおり、本来必要な海上運送法の事業登録を受けずに運送を行った事実が確認され、海上運送法違反に該当するものとして、海上保安庁への告発が実施されました。

海上運送法の許認可を受けずに旅客運送を行っている事業者の船舶を旅行業者が手配した場合、旅行業法第13条第3項第2号の「旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあつせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。」に該当することになるため、各旅行業者が船舶を手配する場合においては、船舶運航事業者が海上運送法の許認可を取得していることの確認を徹底するよう、周知をお願いいたします。

なお、同法第13条第3項第2号に該当する行為を行った場合には、同法第19条第1項の規定に基づく行政処分の対象となることをご了知願います。

令和8年5月22日
海事局内航課

辺野古における船舶転覆事故に係る 海上運送法違反について

沖縄県名護市辺野古沖における船舶転覆事故について、事故船舶である「不屈」の船長であった金井創氏については、本来必要な海上運送法の事業登録を受けずに運送を行った事実が確認されたため、海上運送法違反に該当すると判断し、海上保安庁への告発を実施します。

沖縄県名護市辺野古沖における船舶転覆事故について、転覆事故を起こした「不屈」及び「平和丸」を使用した運送については、海上運送法の事業登録を受けたものでなかったことを受け、国土交通省では、今般の運送行為が海上運送法の事業登録を要する行為に該当するか、関係者に対する事実関係の確認を進めているところです。

そうした中で、同志社国際高等学校への照会等により把握できた情報から、「不屈」の船長であった金井創^{かないはじめ}氏について、

- ①2023年以降、同志社国際高等学校から依頼文を受理していたこと
- ②2025年を除き、計3か年において合計6回にわたり同校の生徒・教員を運送したこと
- ③いずれの年も学校から謝礼を領収していること

が認められたところです。

このため、同氏については本来必要な海上運送法の事業登録を受けずにこれらの運送を行ったものとして、海上運送法違反に該当すると判断し、以下のとおり海上保安庁に対して、同法違反に係る告発書を提出します。

なお、旅行者に対しても、船舶を手配する場合には、当該船舶を運航する事業者が、海上運送法の許認可を取得していることを確認するよう、徹底いたします。

記

日時：令和8年5月22日（金） 14時（予定）

提出者：内閣府沖縄総合事務局

提出先：中城海上保安部（沖縄県沖縄市海邦町3-45）

<問合せ先>

海事局 内航課 勝山、渡邊、仲西

TEL：03-5253-8111（内線43-402、43-422、43-414）、03-5253-8627（直通）